

アドミニストレーション

第4巻3～4合併号 1998年3月
丹生谷龍教授退職記念号

巻頭の辞

丹生谷教授へのオマージュ
.....手島 孝 (1)

論 説

カウツキーの高度資本主義観
——ベルンシュタインとの比較——
.....久間 清俊 (5)

アドミニストレーション論序説
.....渡邊 榮文 (35)

行政改革の基本方向
——体験的行政システム変革論——
.....片岡 勅 (61)

組織学習と国際合弁事業
——韓国における日韓合弁事業を中心に——
.....黄 在南 (79)

90年代アメリカの州財政危機
.....小泉 和重 (123)

総合型CASE評価法に関する一考察
——開発工程間を引き継ぐ情報を可視化——
.....藤尾 好則 (159)

Das reale Bild der Zivilistik im 19. Jahrhundert in Deutschland
.....Hidetake Akamatsu (177)

研究ノート

アドミニストレーションと共に
——企業人、大学生活の4年——
.....丹生谷 龍 (217)

調査報告

最小Pisot数によって生成される平面の自己相似タイル貼りについて
.....貞広 泰造 (243)

ホーチミン(ベトナム)とバンコク(タイ)からの報告
.....立山 敏男・松岡 泰 (253)

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。

【事業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会は次の者をもってその会員とする。

- (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手（普通会员）
- (2) 熊本県立大学総合管理学部の学生（購読会員）
- (3) 熊本県立大学総合管理学部の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者
(特別会員)
- (4) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会员であった者およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）

【会費】

第6条 会員は会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

第3章 運営

【役員】

第8条 本会には以下の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 評議員
- (3) 理事
- (4) 監査役

2 本会は上に挙げた役員その他、必要と認めた場合には、名誉会長を置くことができる。

(略)

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学学長）

会長 今野 登（熊本県立大学総合管理学部学部長）